

平成29年における人身取引事犯の検挙状況等について

1 人身取引事犯の検挙状況等

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
検 挙 件 数	25	32	44	44	46
検 挙 人 員	37	33	42	46	30
うちブローカー	10	6	7	5	3
被 害 者 数	17	24	49	46	42

(1) 被疑者の状況

- 国籍・地域別は、日本が25人(83.3%)であるほか、タイが3人(10.0%)、フィリピンが1人(3.3%)、ペルーが1人(3.3%)。
- 職業別は、風俗店等関係者16人(53.3%)、無職3人(10.0%)、その他(会社員、自営業等)11人(36.7%)。

(2) 被害者の状況

- 国籍・地域別は、日本28人(66.7%)、タイ7人(16.7%)、フィリピン5人(11.9%)、ベトナム1人(2.4%)、ブラジル1人(2.4%)。
- 性別は、女性41人(97.6%)、男性1人(2.4%)。
- 年齢層別は、20歳未満が25人(59.5%)、20～29歳が11人(26.2%)で、両方で8割以上を占める。
- 被害の形態は、売春等の性的搾取が30人(71.4%)であるほか、ホステスとしての稼働が11人(26.2%)。
- 外国人の被害については、ホステスとしての稼働や性風俗店において売春を強制される事案、日本人の被害については、未成年者の無知に乗じて性的搾取が敢行される事案が多い。
- 男性被害者(児童)は、暴力団員に露天商従業員として稼働させられていたもの。

2 検挙事例

(1) カンボジア人女性等被害に係る人身取引事犯(群馬県警察)

被疑者らは、カンボジア国内において「日本でホステスをすれば稼げる。」などと甘言を弄して同国の女性7人(※)を来日させ、スナック店での売春を強制するなどし、その代金を搾取していたもので、被疑者(4人)を出入国管理法違反等で逮捕(1月)。 ※ 平成28年に被害者として計上

(2) 日本人女性等被害に係る人身取引事犯(大阪府警察)

被疑者は、モデル募集を装ったインターネットのサイトに応募してきた日本人等女性(未成年)に対し、アダルトビデオの撮影に関する契約書へ署名を強要し、性交を含むアダルトビデオの撮影に応じさせ、その動画の販売を行ったもので、被疑者(1人)を強要罪等で逮捕(6月)。

3 今後の対策

(1) 人身取引事犯の確実な認知、実態解明

- 関係省庁、外国関係機関、NGO等との情報交換
- 人身取引被害申告リーフレット等の活用

(2) 人身取引被害者の的確な保護・支援及び保護機関との連携

- 女性相談センター、児童相談所等と連携した保護対策

(3) 人身取引事犯の取締りの徹底

- 各種法令を多角的に活用した取締り

人身取引（トラフィッキング）とは

～人身取引議定書第3条～

目的

手段

行為

搾取
を目的として

- 他の者を売春させて搾取すること
- その他の性的搾取
- 強制的な労働若しくは役務の提供
- 奴隷化若しくはこれに類する行為
- 隷属又は臓器の摘出

～次のうちいずれか～

- ① 暴力その他の形態の強制力による脅迫
- ② 暴力その他の形態の強制力の行使
- ③ 誘拐
- ④ 詐欺
- ⑤ 欺もう
- ⑥ 権力の濫用
- ⑦ 脆弱な立場に乗ずること
- ⑧ 他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭の授受
- ⑨ 他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる利益の授受

①～⑨の手段が用いられた場合
被害者が搾取について同意していたか否かを問わない。

～次のうちいずれか～

- A 獲得
- B 輸送
- C 引き渡し
- D 蔵匿
- E 收受

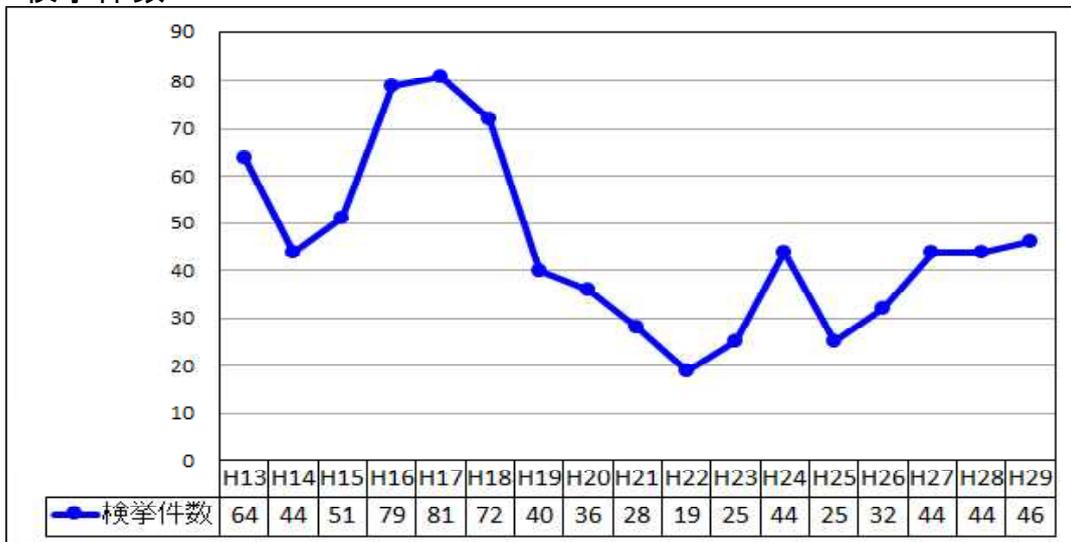
の手段を用いて、人を

する行為。

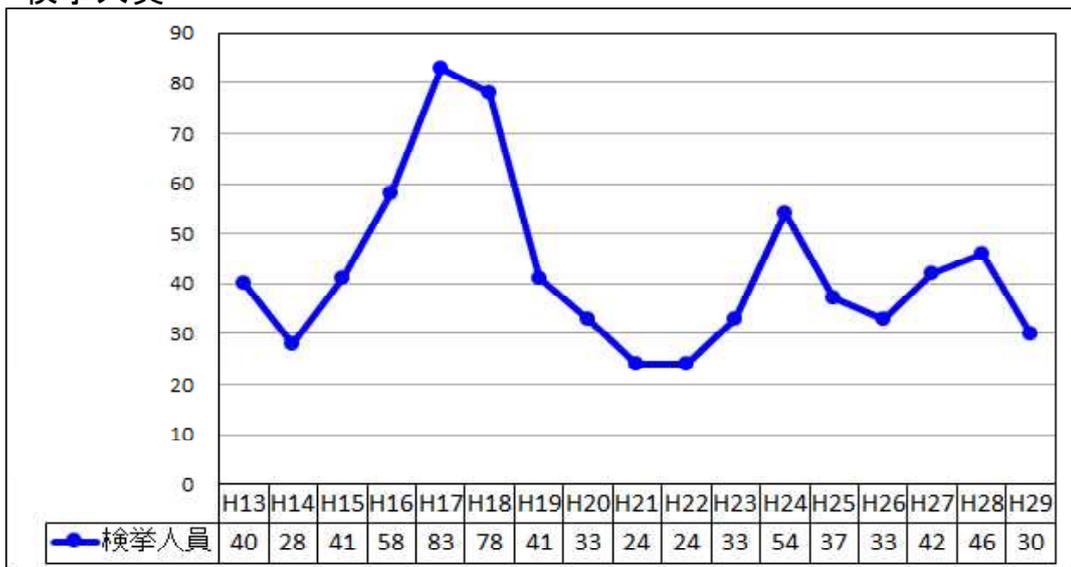
搾取の目的で児童（18歳未満のすべての者）に対しA～Eの行為をした場合、
①～⑨のいずれかの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

1 人身取引事犯の検挙状況等

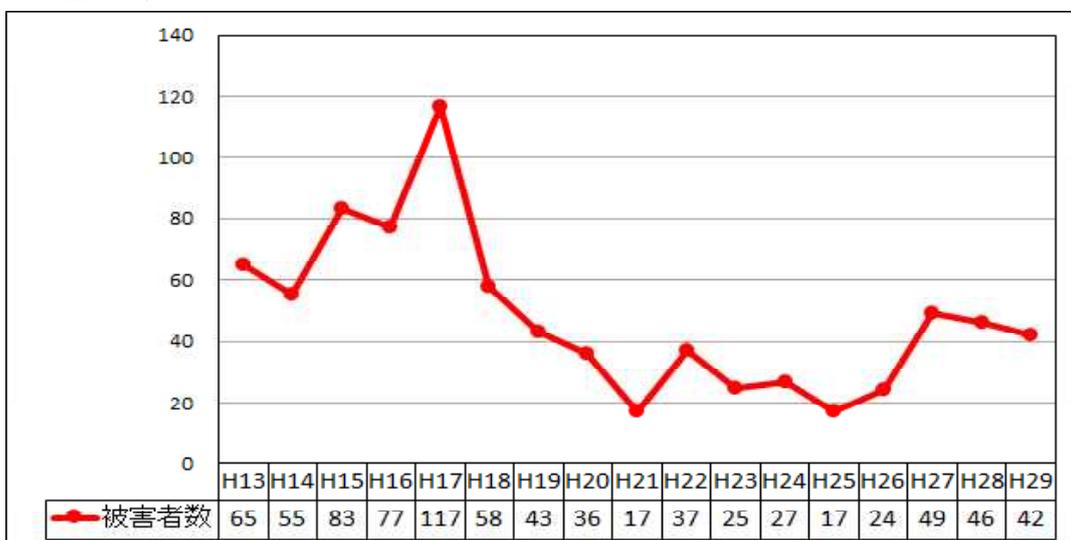
(1) 検挙件数



(2) 検挙人員

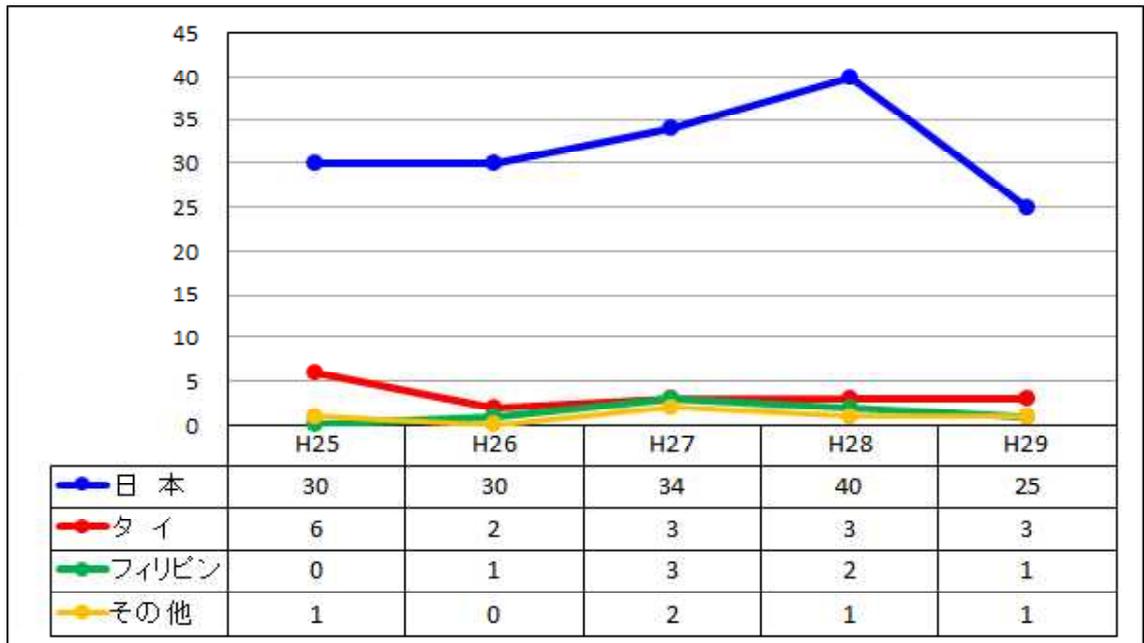


(3) 被害者数



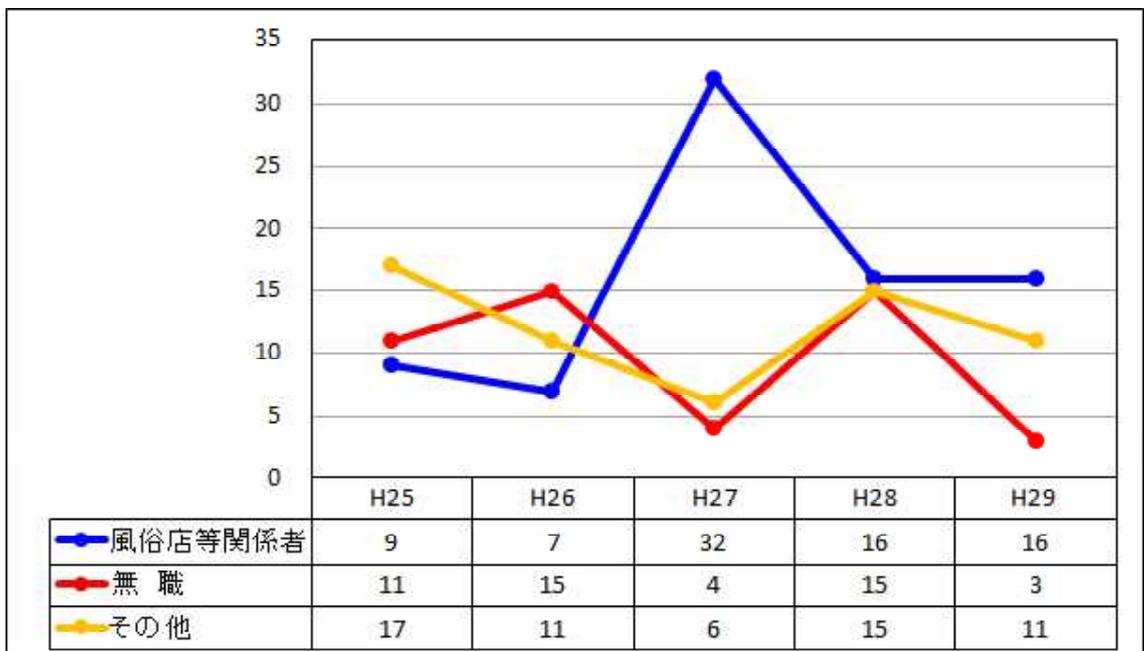
2 被疑者の状況

(1) 国籍・地域別



※ 「その他」は、平成25年は台湾、平成27年は台湾が1人、ブラジルが1人、平成28年は中国、平成29年はペルー

(2) 職業別



※ 「その他」は、会社員、自営業等

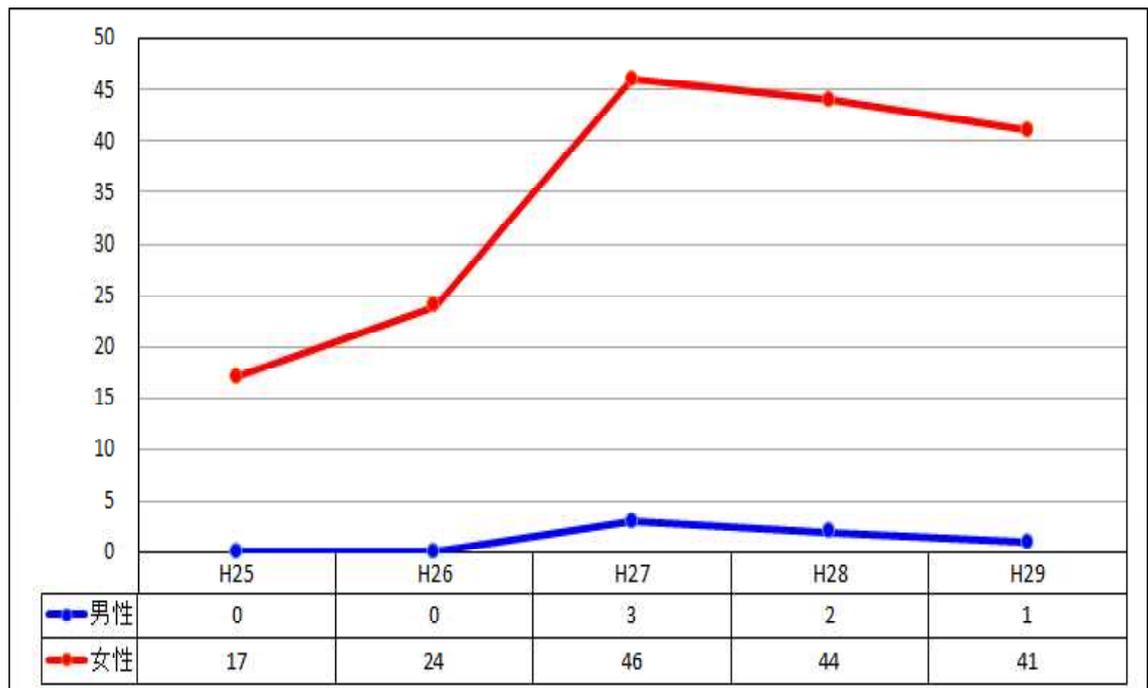
3 被害者の状況

(1) 国籍・地域別

最近5年間は、タイ、フィリピン、日本に集中。
平成29年は、日本人被害者が過去最多。

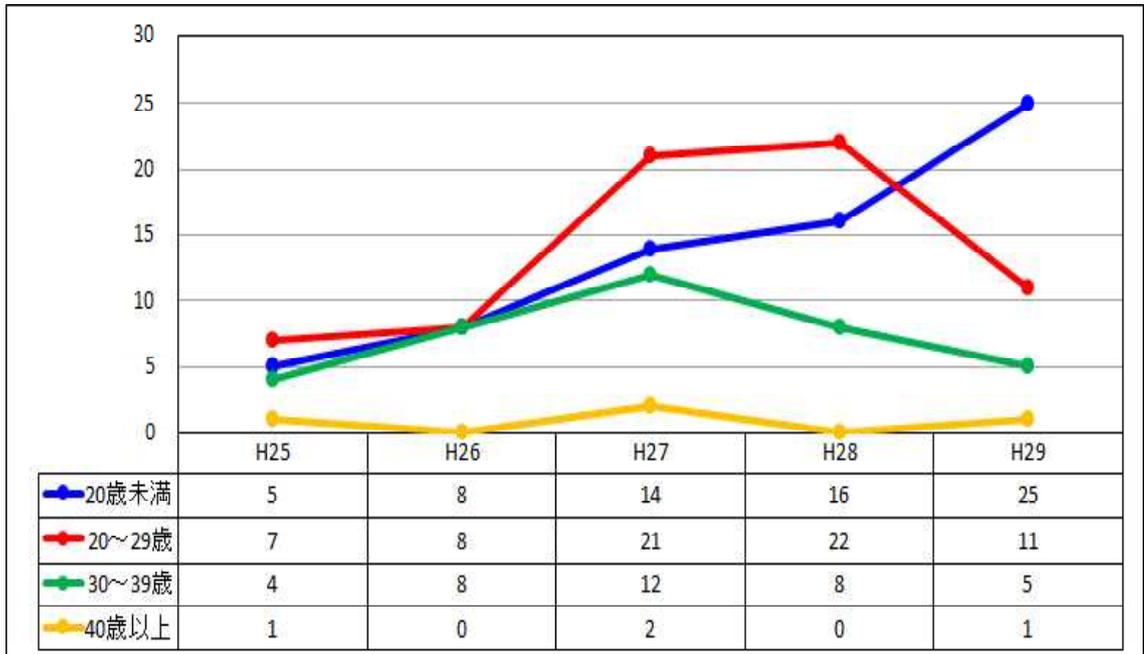
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
タイ	39	40	21	48	21	3	4	18	8		12	3	6	1	8	8	7	247
フィリピン	12	2		13	40	30	22	7	4	24	8	11	1	10	28	5	5	222
日本							1	2	2	12	4	11	10	12	13	25	28	120
インドネシア	4		3		44	14	11											76
コロンビア	3	6	43	5	1													58
台湾	7	3	12	5	4	10		5	1		1	1						49
韓国				3	1	1	5			1		1						12
カンボジア			2													7		9
中国		4	2					1						1				8
ルーマニア					4													4
中国(香港)									2									2
中国(マカオ)								2										2
ロシア				2														2
バングラデシュ								1										1
オーストラリア					1													1
エストニア					1													1
ラオス				1														1
ベトナム																1	1	2
ブラジル																	1	1

(2) 男女別



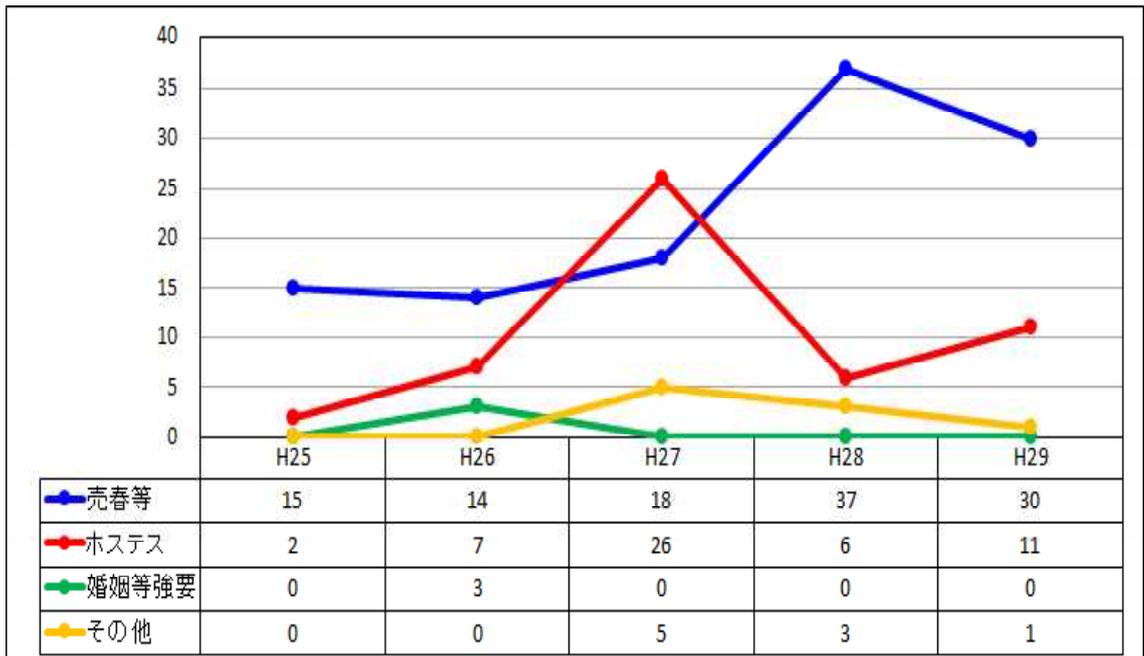
(3) 年齢層別

20歳未満及び20～29歳が平成27年以降増加し両者で8割以上を占める。



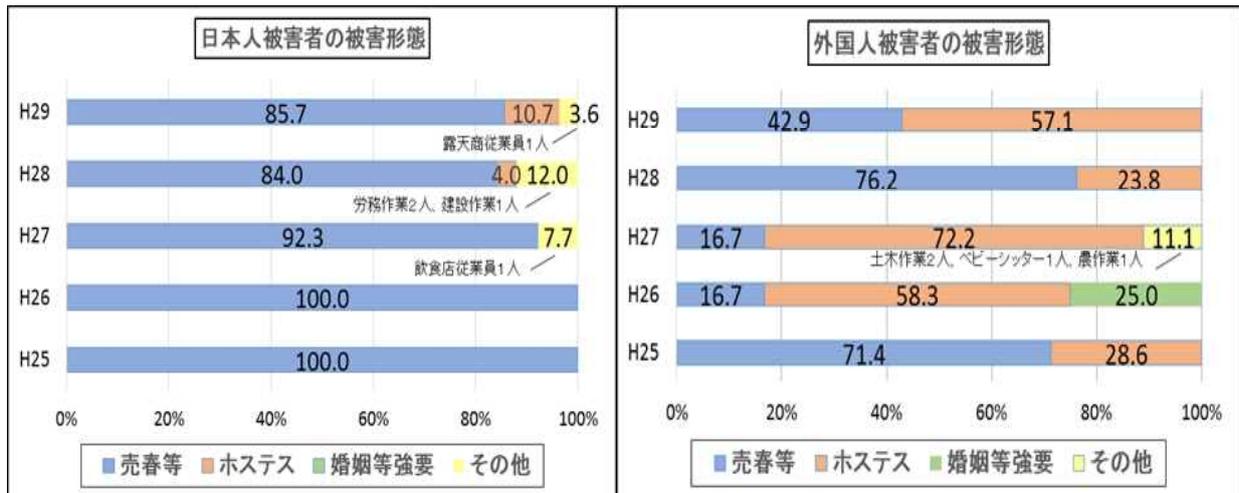
(4) 被害形態別

- 被害の形態は、売春等の性的搾取が大半を占め、このほか、ホステスとしての稼働、その他（露天商作業）で、露天商作業（1人）の被害は初めて認知。
- 外国人の被害については、ホステスとしての稼働や性風俗店において売春を強制される事案、日本人の被害については、未成年者の無知に乗じて性的搾取が敢行される事案が多い。



※ 平成27年の「その他」は、土木作業2人、ベビーシッター1人、農作業1人、飲食店従業員1人。
平成28年の「その他」は、労務作業2人、建設作業1人。平成29年の「その他」は、露天商従業員1人で、平成29年に初めて認知。

〈日本人被害者、外国人被害者別の被害形態〉



4 主な検挙事例

福島県警察	被疑者は、タイ国内で「日本でマッサージをしないか。」などと勧誘したタイ人女性2名を来日させ、被疑者が経営する違法な店舗型性風俗特殊営業店で売春を強制し、その代金を搾取していたもので、被疑者(3人)を風俗営業法等違反で逮捕(H29. 6)。
群馬県警察	被疑者らは、カンボジア国内において「日本でホステスをすれば稼げる。」などと甘言を弄して同国の女性7人を来日させ、スナック店での売春を強制するなどし、その代金を搾取していたもので、被疑者(4人)を出入国管理法違反等で逮捕(H29. 1)。
神奈川県警察	被疑者は、街で声を掛けて勧誘した日本人女児をマッサージ店の寮に居住させた上、下着姿で男性客の陰部に触れながらマッサージをするよう強制し、その代金を搾取していたもので、被疑者(1人)を児童福祉法違反で逮捕(H29. 4)。
愛知県警察	被疑者は、フィリピン人女性に偽装結婚させて来日させ、日本に到着後は旅券を取り上げ、寮に居住させるなどして被疑者が経営する社交飲食店でホステスとして稼働させ、その代金を搾取していたもので、被疑者(2人)を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等で逮捕(H29. 11)。
大阪府警察	被疑者は、モデル募集を装ったインターネットのサイトに応募してきた日本人等女性(未成年)に対し、アダルトビデオの撮影に関する契約書への署名を強要し、性交を含むアダルトビデオの撮影に応じさせ、その動画の販売を行ったもので、被疑者(1人)を強要罪等で逮捕(H29. 6)。